

各 出 紙	票 紙
<p>様式第 1</p> <p style="text-align: center;">確 認 書 交 付 請 求 書</p> <p>経済産業局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称及び代表者の氏名） 印</p> <p>割賦販売法第 21 条第 1 項（第 35 条の 3 の 62 において準用する場合を含む。） の権利の実行のため営業保証金（営業保証金及び前受業務保証金）の還付を受け たいので、権利を証する書面を添えて下記のとおり割賦販売法施行令第 5 条第 1 項の確認書の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>様式第 1</p> <p style="text-align: center;">確 認 書 交 付 請 求 書</p> <p>経済産業局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名（名称及び代表者の氏名） 印</p> <p>割賦販売法第 21 条第 1 項（第 35 条の 3 の 3 において準用する第 21 条第 1 項） の権利の実行のため営業保証金（営業保証金及び前受業務保証金）の還付を受け たいので、権利を証する書面を添えて下記のとおり割賦販売法施行令第 5 条第 1 項の確認書の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 5 番とすること。</p>

様式第2

確 認 書

年 月 日

経済産業局長 印

下記につき、割賦販売法施行令第8条第2項各号に該当しないことを確認します。

記

- 1 (略)
 - 2 許可割賦販売業者(法第35条の3の61の許可を受けた者)の住所及び名称
 - 3 (略)
- (備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2

確 認 書

年 月 日

経済産業局長 印

下記につき、割賦販売法施行令第5条第2項各号に該当しないことを確認します。

記

- 1 (略)
 - 2 許可割賦販売業者(法第35条の3の2の許可を受けた者)の住所及び名称
 - 3 (略)
- (備考)用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とすること。

様式第3

申 出 書

経済産業局長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

割賦販売法第20条の3第1項及び割賦販売法施行令第10条第1項（割賦販売法施行令第10条第1項又は第10条第2項）の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1 債務者の名称及び住所

2・3 （略）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3

申 出 書

経済産業局長 殿

住所

氏名（名称および代表者の氏名） 印

割賦販売法第20条の3第1項および割賦販売法施行令第7条第1項（割賦販売法施行令第7条第1項、割賦販売法施行令第7条第2項）の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

1 債務者の名称および住所

2・3 （略）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とすること。

様式第4

通 知 書				
還 付 金 額				
還 付 有 価 証 券	名 称	枚 数	総 額 面	券面額、回記 号及び番号
還 付 振 替 国 債	銘		柄	金 額
還 付 年 月 日				
債 権 額				
債権発生の原因たる事実				
許可割賦販売業者（法第35 条の3の61の許可を受けた 者）の名称及び住所				
供 託 年 月 日				
供 託 番 号				
供 託 金 額				
供 託 有 価 証 券	名 称	枚 数	総 額 面	券面額、回記 号及び番号
供 託 振 替 国 債	銘		柄	金 額
供 託 所 名				
上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。				

様式第4

通 知 書				
還 付 金 額				
還 付 有 価 証 券	名 称	枚 数	総 額 面	券面額、回記 号及び番号
還 付 振 替 国 債	銘		柄	金 額
還 付 年 月 日				
債 権 額				
債権発生の原因たる事実				
許可割賦販売業者（法第35 条の3の2の許可を受けた 者）の名称及び住所				
供 託 年 月 日				
供 託 番 号				
供 託 金 額				
供 託 有 価 証 券	名 称	枚 数	総 額 面	券面額、回記 号及び番号
供 託 振 替 国 債	銘		柄	金 額
供 託 所 名				
上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。				

<p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>債権者</p> <p>経済産業局長 殿</p>	<p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>債権者</p> <p>経済産業局長 殿</p>
<p>奥書の式</p> <p>上記のとおり供託物の還付があったため、あなたの営業保証金に 円、前受金保全措置を講ずべき額に 円の不足を生じた から、速やかに、上記不足額について、営業保証金を供託し、又は前受金 保全措置を講じて下さい。</p> <p>年 月 日</p> <p>経済産業局長</p> <p>住所</p> <p>何 某 殿</p>	<p>奥書の式</p> <p>上記のとおり供託物の還付があったため、あなたの営業保証金に 円、前受金保全措置を講ずべき額に 円の不足を生じた から、速やかに、上記不足額について、営業保証金を供託し、又は前受金 保全措置を講じて下さい。</p> <p>年 月 日</p> <p>経済産業局長</p> <p>住所</p> <p>何 某 殿</p>
<p>(備考) (略)</p>	<p>(備考) (略)</p>

様式第 5

通 知 書

還 付 金 額

還 付 年 月 日

債 権 額

許可割賦販売業者（法第 35 条の 3 の 61の許可を受けた者）の名称及び住所

供 託 所 名

上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。

年 月 日

配当表上の番号

住 所

債 権 者

印

経済産業局長 殿

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があつたため、あなたの営業保証金に 円、
前受保全措置を講ずべき額に 円の不足を生じたから、速やかに、上記
不足額について、営業保証金を供託し、又は前受保全措置を講じて下さい。

年 月 日

経済産業局長

印

住所

何 某 殿

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番 とすること。

様式第 5

通 知 書

還 付 金 額

還 付 年 月 日

債 権 額

許可割賦販売業者（法第 35 条の 3 の 2の許可を受けた者）の名称及び住所

供 託 所 名

上記のとおり供託物の還付を受けたから通知します。

年 月 日

配当表上の番号

住 所

債 権 者

印

経済産業局長 殿

奥書の式

上記のとおり供託物の還付があつたため、あなたの営業保証金に 円、
前受保全措置を講ずべき額に 円の不足を生じたから、速やかに、上記
不足額について、営業保証金を供託し、又は前受保全措置を講じて下さい。

年 月 日

経済産業局長

印

住所

何 某 殿

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 4 番 とすること。

様式第 6

前受業務保証金取戻承認書

年 月 日

経済産業局長

印

何 某 殿

割賦販売法第 18 条の 5 第 3 項(第 35 条の 3 の 62 において準用する場合を含む。)

の規定により、下記のとおり前受業務保証金の取戻しを承認する。

(略)

様式第 6

前受業務保証金取戻承認書

年 月 日

経済産業局長

印

何 某 殿

割賦販売法第 18 条の 5 第 3 項(第 35 条の 3 の 3 において準用する第 18 条の 5 第

3 項) の規定により、下記のとおり前受業務保証金の取戻しを承認する。

(略)

様式第 7

前受業務保証金取戻承認書

年 月 日

経済産業局長 印

何 某 殿

割賦販売法第 20 条の 4 第 2 項(第 35 条の 3 の 62 において準用する場合を含む。)

の規定により、下記のとおり前受業務保証金の取戻しを承認する。

記

1・2 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番 とすること。

様式第 7

前受業務保証金取戻し承認書

年 月 日

経済産業局長 印

何 某 殿

割賦販売法第 20 条の 4 第 2 項(第 35 条の 3 の 3 において準用する第 20 条の 4 第

2 項) の規定により、下記のとおり前受業務保証金の取戻しを承認する。

記

1・2 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 4 番 とすること。